

## 第2 屋内営業用給油取扱所

### 1 屋内給油取扱所の定義

屋内給油取扱所とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 建築物内に設置するもの
- (2) 給油取扱所の上屋等の面積が、給油取扱所の空地面積の3分の1を超えるもの
- (3) 前(2)の給油取扱所のうち、危規則第25条の6に定める当該割合が3分の2までのものであって、かつ、火災の予防上安全であると認められるものは、屋内給油取扱所から除外することとする。

「火災の予防上安全であると認められるもの」について

(令和3年7月21日消防危第172号)

ア 以下の全ての事項を満たすものについては、「火災の予防上安全であると認められるもの」に該当するものであること。

なお、建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものについては認められないこと。

(ア) 道路に1面以上面している給油取扱所であって、その上屋(キャノピー)と事務所等の建築物の間に水平距離又は垂直距離で0.2m以上の隙間があり、かつ、上屋(キャノピー)と給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁の間に水平距離で1m以上の隙間が確保されていること。

(イ) 可燃性蒸気が滞留する奥まった部分を有するような複雑な敷地形状ではないこと。

イ ア以外の給油取扱所(建築物内に設置するもの及び給油取扱所の用に供する部分の上部に上階を有するものを除く。)であっても安全性を確認できる場合があるため、必要な場合は個別に判断するものとする。

### 2 共通基準

屋外営業用給油取扱所の基準の例によるほか、次によること。

- (1) 屋内給油取扱所を設けることができる建築物の用途

ア 屋内給油取扱所は、病院、老人福祉施設その他政令別表第1(6)項に掲げる用途に供する部分を有する建築物には設置できないものであること。

この場合において、事務所等の診療室等で給油取扱所以外の用途部分の主たる用途に供される部分に機能的に従属していると認められるものは、当該主たる用途に含まれるものであること。(平成元年消防危第15号)

イ 屋内給油取扱所の上部に、屋根のない貸駐車場を設けても差し支えないものであること。(平成元年消防危第44号)

- (2) 給油取扱所に係る床面積の制限

建築物内に設置する給油取扱所に係る床面積の算定は、給油取扱所の業務を行うための事務所、店舗等及び整備作業場の用途に係る部分に相当すると認められる部分(壁によっ

て区画されている部分に限る。)の床面積の合計とするものであること。

(3) 簡易タンク

屋内給油取扱所には、簡易タンクの設置は認められない。

(4) 通気管

ア 危規則第 20 条第 5 項に規定する「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」とは、換気のよい自動車等の出入口付近の場所をいうものであること。

イ 危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する上階への延焼を防止するために設けられたひきしを貫通する場合は、当該貫通部について埋戻し等の措置を講ずる必要があること。◆  
(参考：平成元年消防危第 15 号)

(5) 自動表示装置 (平成元年消防危第 44 号)

ア 危政令第 17 条第 2 項第 2 号に規定する「専用タンクに設ける危険物の量を自動的に表示する装置」とは、計量口を開けることなく危険物の量を自動的に覚知する装置であること。

イ 数基の専用タンクの表示を一の表示窓で行い、タンクごとの液量はスイッチで切り替えることにより表示する構造のもので、タンクごとの液量が明確に区別して表示できるものは、認めて差し支えないものであること。

ウ 危険物の量を自動的に表示する装置と注入口との間の距離的制限はないものであること。

エ デジタル式以外のゲージ装置も自動的に表示する装置として差し支えないこと。

(6) 専用タンクの過剰注入防止設備 (平成元年消防危第 44 号)

危政令第 17 条第 2 項第 4 号に規定する「専用タンクに設ける危険物の過剰な注入を自動的に防止する設備」は、専用タンクの直上部又は注入管の途中に設けることとし、次のものが該当すること。

ア 専用タンクの容量以下に設定された量 (設定量) の危険物が注入された場合にタンク内に設置されたフロートの作動により注入管を閉鎖する機構を有するもの

イ 設定量の危険物が注入された場合に液面測定装置等と連動して注入管に設けられたバルブを自動的に閉鎖する機構を有するもの

(7) 他用途又は本店事務所等との区画

危政令第 17 条第 2 項第 5 号及び第 6 号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で他の部分と区画」とは、一切の開口部も設けることができないものであること。

なお、配管等が当該部分を貫通する場合は不燃材料で埋め戻し、また、ダクト等が貫通する場合は耐火措置を施すこと。

(8) 本店事務所等

屋内給油取扱所においては、本店事務所等を給油取扱所の範囲に含めるかあるいは他用途部分とするかについては、申請者において選択して差し支えないものであること。

(平成元年消防危第 15 号、平成元年消防危第 44 号)

なお、給油取扱所の範囲とした場合でも、当該本店事務所等の部分とその他の給油取扱所の部分は、開口部の無い耐火構造の床又は壁で区画しなければならない。

(9) 可燃性蒸気流入防止措置

危政令第17条第2項第8号に規定する可燃性蒸気流入防止措置は、屋外営業用給油取扱所の例によること。

(10) 塀及び外壁の高さ

給油等の作業場の用途に供する上屋等が、給油取扱所の周囲に設ける防火塀（建築物の外壁を兼ねる場合を含む。）に水平距離でおおむね1m以内で近接している場合にあつては、当該防火塀は上屋等まで立ち上げ、一体とすること。（平成元年消防危第44号）

この場合、立ち上げた壁体の面が道路境界である場合を除き開口部を設けないこと。

(11) 地階の設置

階段等の出入口が事務所等の中に設けられ、可燃性の蒸気の滞留を防止する措置が講じられている場合は、地階を設けて差し支えないこと。（平成元年消防危第44号）

### 3 二方が開放されている屋内給油取扱所

(1) 二方が自動車等の出入する側に面している場合

危政令第17条第2項第9号の「二方が自動車等の出入りする側に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の二方が道路に面し、かつ、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、塀又は壁を設けないことをいうものであること。

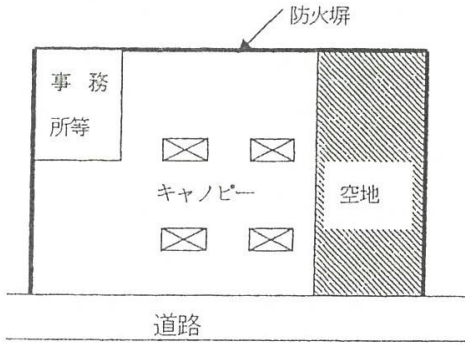
(2) 一方が通風及び避難のための空地に面している場合

ア 危政令第17条第2項第9号の「通風及び避難のための空地に面するとともに、壁を設けない」とは、給油空地の一方が自動車等の出入りする側に面し、もう一方が通風及び避難のための空地（以下「避難空地」という。）に面するとともに、給油等の作業場の用途に供する建築物の間口及び奥行以上について、塀又は壁を設けないことをいうものであること。

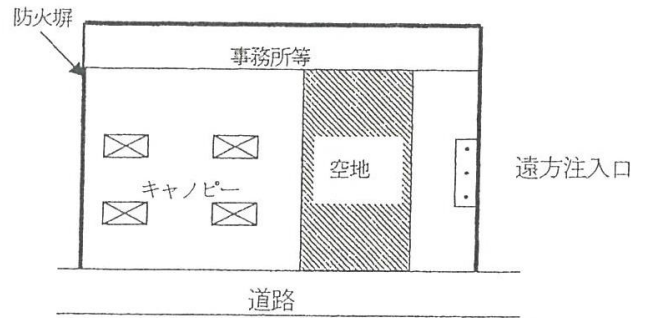
イ 避難空地に該当するものを第 10-2-1 図に示す。(平成元年消防危第 44 号)

第 10-2-1

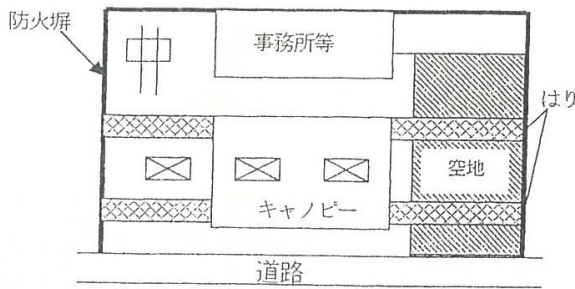
① 事務所等と接していない場合



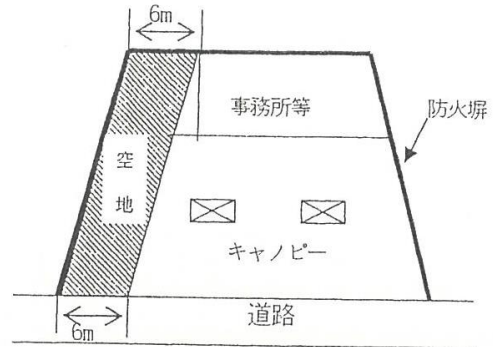
② 避難空地を給油取扱所の端にとらない場合



③ 空地の上方にはりがある場合



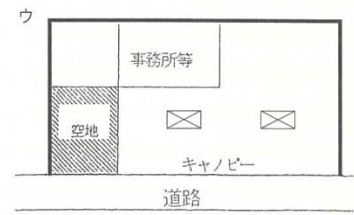
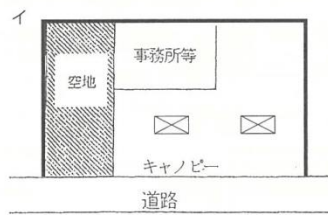
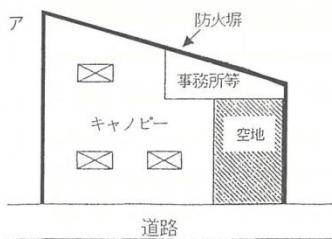
④ 空地进行を斜めにとる場合



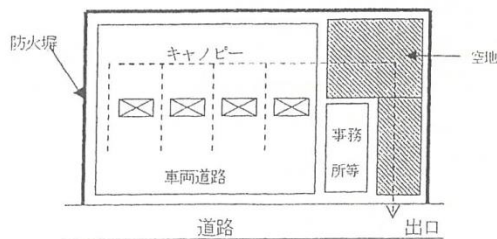
ウ 避難空地に該当しないものを第 10-2-2 図に示す。(平成元年消防危第 44 号)

第 10-2-2

① 給油又は灯油の詰替えのための作業場の奥行きに満たない場合



② 建築物の裏及び横に空地をとる場合



エ 避難空地は、次によること。

なお、危規則第 25 条の 8 第 1 号に規定する「屋外の場所」とは、上屋等一切の建築物が設けられていない場所を指すものであること。(平成元年消防危第 15 号)

(ア) 避難空地は、給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備以外の場所に設けること。◆

(イ) 避難空地には、漏れた危険物が流入しないように、当該空地と給油空地等、整備作業場、洗車作業場及び漏えい局限化設備との境界には排水溝を設けること。◆

(ウ) 避難空地内には油分離装置を設けないこと。◆

(エ) 避難空地の地盤面に「駐停車禁止」の表示が可能で、かつ、漏えいした危険物が当該空地へ流入しない構造とするとともに、避難上支障となる段差を設けない場合は、舗装せず又はアスファルト舗装として差し支えないものであること。

(平成元年消防危第 44 号)

(オ) 避難空地内には、工作物をはじめ一切の物品の存置は認められないものであること。ただし、次の場合は認めて差し支えないものであること。(平成元年消防危第 44 号)

a 通気管にあっては、通気管の立ち上がり部分が避難空地内になく、避難上支障がない場合

b 専用タンクを埋設する場合(当該避難空地内で移動タンクから注入する場合を除く。)

c 避難空地に面する防火塀の上方又は側面に看板を設置する場合(当該空地内に看板を張り出して設ける場合を除く。)

(カ) 避難空地は、給油を受ける自動車等が出入するために供することはできないものであること。

オ 給油等の作業場の用途である油庫の避難空地に面する側の壁に設ける出入口が随時開けることができる自閉式の特防火設備である場合は、危規則第 25 条の 8 第 2 号の避難空地に係る奥行きの規定について、危政令第 23 条の規定を適用し、認めて差し支えないものであること。(平成 2 年消防危第 57 号)

#### 4 一方のみが開放されている屋内給油取扱所

(1) 危規則第 25 条の 9 第 1 号イに規定する避難のための事務所等

ア 「敷地外へ直接通ずる」とは、給油取扱所以外の他用途部分を通ることなく直接避難できることをいうものであること。(平成元年消防危第 15 号)

なお、「敷地外」とは、屋外の安全な場所又は道路に通じる通路をいうものである。

イ 「避難口」を 1 箇所とする必要はないが、延焼防止等の観点から、必要最小限の設置に留めること。(平成元年消防危第 44 号)

ウ 「事務所等」とは、危規則第 25 条の 4 第 1 項第 1 号の 2 から第 4 号までの用途に供する部分をいうものであること。(平成元年消防危第 44 号)

エ 避難のための事務所等(事務所等の給油空地に面する部分及び危険物を取り扱う室に面する部分)の壁に窓を設ける場合は、はめごろし戸である防火設備を設けること。◆

- (2) 危規則第 25 条の 9 第 1 号ロに規定する「屋外の空地」とは、給油等の作業場の用途に供する建築物と道路との間にある空地（一切の建築物が設けられていない場所）をいうものであり、当該建築物が直接道路境界線に接する場合にあっては、道路境界線をいうものであること。（平成元年消防危第 15 号）
- (3) 危規則第 25 条の 9 第 2 号に規定する「避難上支障のある場所」とは、避難のための事務所等の出入口付近のほか、給油等の作業場の用途に供する建築物の自動車等の出入口付近も該当するものであること。（平成元年消防危第 15 号）
- (4) 危規則第 25 条の 9 第 3 号に規定する「可燃性の蒸気を回収する設備」には、移動貯蔵タンクに専用タンクの可燃性の蒸気を戻すベイパーリカバリー装置、可燃性の蒸気を吸着、凝縮等の方法により回収する設備等があること。（平成元年消防危第 15 号）
- (5) 危規則第 25 条の 9 第 5 号に規定する「固定給油設備等に設ける自動車等の衝突を防止するための措置」としては、固定給油設備等を懸垂式のものとする方法、固定給油設備等を金属製のパイプ等で防護する方法（平成元年消防危第 15 号、平成元年消防危第 44 号）、**又はアイランドの高さなどを利用して防護する方法などの措置をいうものであること。◆**

## 5 上部に上階を有する屋内給油取扱所

### (1) 上部を有する屋内給油取扱所

危政令第 17 条第 2 項第 11 号及び危規則第 33 条第 1 項第 6 号に規定する「上部に上階のある場合」とは、給油取扱所の規制範囲に対して上部に上階が全部又は一部有するもので、上階の用途が危規則第 25 条の 4 第 1 項で規制されたもの以外の用途であること。

なお、この場合、屋根のない駐車場についても上階として取り扱うものであること。

（平成元年消防危第 44 号）

### (2) 建築物の屋根の構造

給油取扱所の上部に上階を有する場合は、屋根を耐火構造としなければならないが、上部に上階を有しない屋根（キャノピー）部分であって、危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する屋根又はひさしと兼用しない場合に限り、当該屋根を不燃材料とすることができるものであること。

また、平成 12 年建設省告示第 1399 号「耐火構造の構造方法を定める件」中、第 4 第 3 号ニの規定に該当するもの（小屋組以外の部分に限る。）は、耐火構造として認められるものであること。（平成 2 年消防危第 105 号）

### (3) 上部に上階を有する屋内給油取扱所において講ずる措置

#### ア 注入口等の位置

**危規則第 25 条の 10 第 1 号の「上階への延焼防止上安全な建築物の屋内給油取扱所の用に供する部分」とは、火災が発生した場合、上階への火炎の噴出を防止するため、注入口（漏えい局限化設備部分を含む。）及び固定給油設備等を建築物内（キャノピーを含む。）の出入口付近以外の場所に設けることをいうものであること。◆**

#### イ 屋根の構造

危規則第 25 条の 10 第 1 号の「屋根は上階への延焼防止上有効な幅を有して外壁と接



続し、かつ、開口部を有しないもの」とは、屋内給油取扱所の用に供する部分のうち、給油又は灯油の詰替えのための作業場に設置されている出入り口以上の幅で外壁と接続し、かつ、当該屋根には上部への延焼経路となる採光用の窓等開口部を設けないことをいうものであること。(平成元年消防危第 15 号)

#### ウ 漏えい局限化設備及び収容設備

危規則第 25 条の 10 第 2 号に規定する、漏えい局限化設備及び収容設備は、次によること。(平成元年消防危第 44 号)

- (ア) 漏えい局限化設備は、給油空地等の中にその一部又は全部を設けないこと。
- (イ) 漏えい局限化設備は、注入口並びに移動タンク貯蔵所の注入ホース及び吐出口の部分から漏えいした危険物の流出範囲を局限化するよう設けること。
- (ウ) 漏えい局限化設備は、前(イ)を満たし、かつ、その漏えい範囲を 15 m<sup>2</sup>以下に局限化するものである必要があること。
- (エ) 漏えい局限化設備は、構造例としてその周囲に排水溝を設けるとともに、排水溝内の地盤面に傾斜を設ける方法などがあること。(平成元年消防危第 15 号)
- (オ) 収容設備の材質に特段の定めはないが、当該設備から他へ漏れない構造のものとし、槽内の油等を抜き出せる構造とすること。

#### エ 屋根又はひさし

危規則第 25 条の 10 第 3 号に規定する屋根又はひさし(以下「ひさし等」という。)は、次によること。(平成元年消防危第 15 号、平成元年消防危第 44 号)

- (ア) 上階の一部にのみ開口部があっても、給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の全面にわたりひさし等を設けること。
- (イ) ひさし等は、ベランダ等他の用途としての使用は認められないものであること。
- (ウ) ひさし等は、30 分以上の耐火性能を有するものとする。
- (エ) 上階の外壁から水平距離 1.5m 以上張り出したひさし等の設置が困難なものには、基準の特例として、上階の外壁から水平距離 1 m 張り出したひさし等及び次に掲げるドレンチャー設備を設けることでこれに代えることができるものであること。

この場合においても、ひさし等の張り出し長さを 1 m 未満とすることは認められないものであること。

- a ドレンチャーヘッドは、ひさし等の先端部に当該先端部の長さ 2.5m 以下ごとに 1 個設けること。
- b 水源は、その水量がドレンチャーヘッドの設置個数に 1.3 m<sup>3</sup>を乗じて得た量以上の量となるように設けること。
- c ドレンチャー設備は、すべてのドレンチャーヘッドを同時に使用した場合に、それぞれのヘッドの先端において、放水圧力が 0.3MPa 以上で、かつ、放水量が 1300 毎分以上の性能のものとする。
- d ドレンチャー設備には、当該設備が有効に 30 分以上作動するよう予備動力源を附置すること。
- (オ) ひさし等は、その先端部と給油取扱所の上部の上階の開口部(はめごろし戸の防火

設備を設けたもの及び避難対策上危険性が大であると考えられるキャバレー、劇場、百貨店、ホテル等政令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項及び（9）項イに掲げる防火対象物の用途以外の用途に供する部分にあつては、延焼防止上有効な措置を講じた開口部を除く。）の間に7 mから当該ひさし等の張り出しの長さを減じた距離を確保すること。

（カ）危規則第25条の10第4号の「上階の開口部」とは、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の直上部をいうものであること。

（キ）危規則第25条の10第4号ロ及び前（オ）の「延焼防止上有効な措置」とは、JIS R3206 定める「強化ガラス」が温度変化に対し通常有している強度以上の強度を有するものを用いたはめごろし戸を設けたものをいうものであること。

（ク）屋内給油取扱所の上階に屋根のない駐車場を設けた場合、ひさし等の設置が必要であること。ただし、建築物の給油等の作業場の用途に供する部分の開口部の上部に、駐車する車両の高さ以上の高さを有する耐火構造の壁を設けた場合にあつては、危政令第23条の規定を適用し、当該ひさし等を設けなくてもよいものであること。◆